

秋田市告示第7号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月14日

秋田市長 穂積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度国民健康保険税納税通知書